

第 29 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 10 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉 議 時 刻	9 時 21 分							
会 長	大 関 守 宏		会 長 代 理		島 田 勇 ・ 藤 間 光 治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議 席 番 号	氏 名	摘 要		議 席 番 号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出 ○ 席 欠 席		9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席	
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席		10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席		11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席		12	新 井 健 一	出 席 欠 ○ 席	
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席		13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出席 欠○席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出席 欠○席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出席 欠○席
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、町田委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いします。議案第1号は、6件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、熊谷市佐谷田〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字稻荷通〇〇〇〇番〇、地目：畑、290㎡ 外1筆、計354㎡について、売買により住宅1棟、99.78㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、夫の実家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い、何かと手狭で不便を感じるようになってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、鴻巣市広田〇〇〇〇番地ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する和田字池田〇〇〇番〇、地目：畑、349㎡について、売買により住宅1棟、88.45㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する和田地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、熊谷市広瀬〇〇〇番地〇ー〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名が、祖父であ</p>
--	---	---

る荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇〇〇さんが所有する荒木字前田〇〇〇〇番〇、地目：田、296㎡ 外2筆、計485㎡について、使用貸借により住宅1棟、59.49㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。秩父鉄道武州荒木駅の南西に位置する荒木地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、鴻巣市三ツ木〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、332㎡ 外1筆、計421㎡について、売買により住宅1棟、63.76㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭で不便を感じる様になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、入間郡越生町大字小杉〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、父親である小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する小針字本郷〇〇〇〇番〇、地目：畑、285㎡ 外1筆、計306㎡について、使用貸借により住宅1棟、52.63㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、越生町にある持ち家で生活しておりますが、両親も高齢となり、何かと手助けが必要となってきたことから、生まれ育った故郷へ帰ることを決心したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。持ち家につきましては、処分するために既に不動産業者と売買契約を結んでおり、また、申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。星川の南に位置する小針地内の集落内農地でございます。

<p>『議案第 2 号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>國島委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に進行番号 6 でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、藤間〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する藤間字五ノ口〇〇〇番〇、地目：畑、885㎡ 外1筆、計951㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計160枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万6,835kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の西に位置する藤間地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わりますが、去る10月20日、現地調査をしていただいておりますので、國島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る10月20日、私と島田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明及び國島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、藤間委員、門倉推進委員には、一時退席をお願いいたします。</p>
---	---	--

議長
事務局次長

(当該委員一時退席)

事務局より説明をいたさせます。

議案第2号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。

今回の利用権設定は11月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。

個々の案件につきましては、別紙の「議案第2号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、12ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。

まず、申し出のあった総件数及び面積でございますが、一番右下のところをご覧ください。件数が87件、面積の合計は、25万9,073㎡となっております。

次に、設定期間ごとにご説明いたします。

はじめに、1. 期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借が、新規5件、面積9,834㎡、再設定7件、面積9,687㎡、計12件、1万9,521㎡でございます。

使用貸借は、新規3件、面積4,207㎡、再設定1件、面積1万37㎡、計4件、面積1万4,244㎡でございます。

次の2. 期間設定が5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借が、新規22件、面積5万7,363㎡、再設定13件、面積6万1,860㎡、計35件、11万9,223㎡でございます。

使用貸借が、新規12件、面積1万9,243㎡、再設定5件、面積1万920㎡、計17件、3万163㎡でございます。

最後に、3. 期間設定が9年以上の長期設定につきましては、賃貸借が、新規4件、面積1万7,006㎡、再設定3件、面積1万1,005㎡、計7件、2万8,011㎡でございます。

使用貸借が、新規8件、面積2万2,414㎡、再設定4件、面積2万5,497㎡、計12件、4万7,911㎡でございます。

全体内容としては、4. 合計、新規54件、面積13万67㎡、再設定33件、面積12万9,006㎡となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案

	議長	<p>申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
報告事項	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(当該委員入室)</p>
	議長	<p>退席した委員に申し上げます。議案第2号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
6 その他	主任	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>本件は、1件の届出があり、転用目的は、自己用住宅でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、13件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長職を解かせていただきます。</p>
	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「肥料価格高騰対策」について (情報提供)

7 閉会	事務局長 事務局長	<ul style="list-style-type: none">・「科学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金」について（情報提供）・農業委員の改選について 以上をもちまして、第29回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9 : 21)
------	--------------	--

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....